

平成25年度 第9回流山市福祉施策審議会 会議録

- 1 日時 平成26年3月6日（木）
午後1時30分～午後3時32分
- 2 場所 流山市役所 第2庁舎4階401会議室
- 3 出席委員
石塚委員、鈴木（れ）委員、鎌田委員、鈴木（孝）委員、中委員、寺田委員、
中村委員、鈴木（五）委員、田村委員、上平委員、米澤委員、杉田委員、
栗飯原委員、小泉委員
- 4 欠席委員
小島会長、大野委員、大津委員、櫻井委員
- 5 事務局
染谷健康福祉部長、今野高齢者生きがい推進課長、早川介護支援課長、
増田障害者支援課長、古林障害者支援課課長補佐、小西障害者支援課課長補佐、
根本障害者支援課係長、大谷健康増進課課長補佐、宮本社会福祉課課長補佐、
豊島社会福祉課健康福祉政策室長、小島社会福祉課主査
- 6 傍聴者
2名
- 7 議題
(1) 流山市福祉手当の支給の見直し（案）について（継続審議）
(2) その他
- 8 配布資料
(1) 流山市福祉手当支給内訳（H24年度）

9 議事録（概要）

（鎌田議長）

会議に入る前に報告いたします。本日の出席委員は14名です。委員の半数以上の出席がありますので、付属機関に関する条例第5条第2項の規定によりまして、会議は成立していることをご報告いたします。

なお、2名から、本審議会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしました。あらかじめご了承願います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議題1 継続審議となっております「流山市福祉手当の支給の見直し（案）について」まず2月26日付けで送付いただきました資料について、事務局の説明をお願いします。

（事務局：増田障害者支援課長）

流山市福祉手当の支給の見直し（案）について説明

（鎌田議長）

只今、事務局から説明がありました。委員の皆さんからご意見・ご質問をいただきたいと思えます。

（中委員）

受給者の中で生活保護に該当している方の人数は、分かりますか。また市県民税22万円と言うと所得でいくら位になるか教えてください。

（事務局：増田障害者支援課長）

生活保護の基準の方がどのくらい含まれるかと言うことですが、これは分かりません。それは生活保護の基準は世帯によって変わってきますので生活保護基準の方々を割り出すことはできません。また私たちが持っているデータで生活保護を受給している方を把握していませんので分かりません。それから、市県民税22万円の方の所得は前回資料1に示させていただいておりますが、まず4人世帯で、583万円というモデルケースと課税標準2、176、500円がケース1になります。全額支給しております。ケース2として、4人世帯で所得が817万円です。下の表で黒い太線があると思えますがそこに該当します。これは減額して支給しております。これ以上になると支給停止になります。今回の資料で支給停止の方が55人います。

（上平委員）

22万円はどういうことで、22万円としたのですか。

(事務局：増田障害者支援課長)

22万円以下の根拠につきましては、明確な資料はございませんが、42万円につきましては、国の手当がありましてその基準と同額です。

(鎌田議長)

他に御意見・御質問ございますか。御質問もないようですので、この資料についての審議は終わらせていただいて、審議を先に進めてまいります。今回は3月下旬の答申に向けて答申案をまとめて行きたいと考えております。昨年の12月12日の諮問書の内容ですけれども次の3点について意見を求められております。諮問書お持ちの方は、ご覧いただいて3点を要約させていただきます。まず1番は現金給付からサービス給付の転換について、福祉手当の支給の見直しを図るため今後市が重点的に取り組む新たな施策について意見を求められています。2点目支給対象者の範囲について福祉手当を必要としている障害者の方々に適正な支給の必要性に鑑み課税・非課税の所得要件の導入を含め、支給対象者範囲と支給額の適正について意見を求められています。3番目介護サービスや障害福祉サービスを利用したときの福祉手当の半額の減額について、サービス給付を利用したときの手当の半額、全額廃止を含め支給の適正化について意見を求められていますので御審議よろしく申し上げます。

まず、1番の現金給付からサービス給付への転換についてから委員の皆様の御意見をいただきたいと思いますが、その前提として流山市が求めている福祉手当の見直しそのものについては、今まで御審議を重ねていただいて、見直しそのものについては、御意義がなしということで、進めさせていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは1番の現金給付からサービス給付への転換について委員の皆様の御意見を願います。

(杉田委員)

前回もお話させていただいたのですが、所得が800万円は少し多いのかなと思いますその辺は市で考えている額はあるのですか。

(事務局：増田障害者支援課長)

所得基準が多いのではないかと、手当の見直しにあたっては、所得基準という部分と障害の程度と種別をどうするかという問題はありますが、市として所得基準をどうするかはまだ案は持っておりません。見直すならば所得基準あるいは障害の程度の見直しあるいは、全体的に金額を引下げるかそういったところになって来るだろうと考えています。

(杉田委員)

現在サービスを受けている人は、2分の1になっているわけですね。

(鎌田議長)

その他、現金給付からサービス給付について御意見のある方いらっしゃいますか。

(上平委員)

今日いただいた資料を見ますと、サービスを利用している対象者が、39%ですか、39%という数字をどういう風にとらえたらいいのか。利用者が使い勝手が良ければ相当高い数字にならなければいけないんじゃないかと気がするのですが、39%しかないということは、サービスを利用するよりお金でもらった方がいいということですか。そのところが分からないので、こう言うパーセントを見せられるとこれは一体どういうとだろうと困ってしまうのですが、39%しか利用していないのにそっちの方に移行すると考えていいのか、もっと高い利用率であったら実態がそうであるからと言えるのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

(事務局：増田障害者支援課長)

利用率39%のことですが、我々としては、以前から申し上げているように現金給付からサービス給付への流れの中で、いまサービス給付を利用していない方も、率先してサービスを使って欲しい、確かにサービスを利用せずに自宅にこもっている方もいらっしゃいます。そう言う方には、出来るだけサービスを使っていただき、社会に出ていただきたいとの願いもございます。そう言うこともありまして、この39%ではなくて、残りの60%の方にもサービスを利用していただきたいと考えております。

39%1,459人ですがその下の方に内訳がありますが、介護保険サービスの利用者の方が多いです。高齢者になればなるほど障害者であってもサービスの利用者が多いのです。若い方はあまりサービスを利用していないということだと思います。

(小泉委員)

収入によって支給される手当が決まっていると思いますが、障害者の方と接することがありまして、お話を伺ったら、この何年間でサービスが充実してきていることは聞きました。それから私たちの仲間で障害者のサービスをどう思うかを話したとき、いろいろサービスが出来ているけれども、出かけるときは良いですが、遊びのものは、無料ではなくて、払ってもいいのではないかと、あと半分位はいいのではないかと、そんな意見がありました。収入から見たら高いような気がするのですね、もしどうしても現金を支給しなければならぬのであれば、生活保護を受けなければならぬのかそういうのをきちっと調べていただいて、先程事務局から把握していないとお話でしたが、やはりどういう生活をしているか把握されて、もしどうしても生活の援助をしなければならぬのならそれはそれで考えなければならぬのかも知れませんが、単純に現金給付との考え方は、見直した方がいいと思います。例として近隣の比較がでていますが、やはり千葉県とか、全国的に手当を支給しているのかそう言うことも見ていただきたいと思えます。バブルの時をまだ引きずっているような気がします。ですからこれからのことも

見据えて、削るということではなくていろんなことをトータル的に見ていただいて、できるのか、できないのか、必要なのか、必要でないのかを見極めていただきたいと思います。

(田村委員)

基本的には、今の御意見と同じように考えています。福祉手当自体が所得補償のような意味合いであれば、サービスを受けるとか受けなくて、減らしたり増やしたりする必要はないと思います。所得補償であれば、生活保護や年金で対応すべきと考えます。市で所得補償考えなくてもいいのかと思っております。そうは言っても生活保護を受けるのは、いろいろな制約が生じてまいりますので、資産が持てないとかあると思いますので、所得は少ないが生活保護を受けたくないと言う方もいらっしゃると思うので、生活を保障するという意味で、生活保護基準以下の方に対しては、福祉手当を支払ってもいいのではないかと考えています。

(事務局：増田障害者支援課長)

福祉手当を所得補償としては考えておりません。障害者が社会に出るために役立てられればと考えて支給してきたもとを考えておりますので所得補償とは考えておりません。むしろこれを貰えないから生活ができないのであれば、生活保護の相談を受けていただいて、そちらで生活を安定させていただきたいと考えております。

(鈴木(孝)委員)

この制度が開始して35年が経過して、障害者サービス、介護サービスが充実してきた現金給付からサービス給付への流れが一つあるのかな、ただ障害者団体から御意見御要望を聞いた中で、その中には生活費に組込まれている方もあるので、全廃しては困るよとの意見もあり一部見直しは止むを得ないが、全廃と言う訳にはいかないでしょうとの意見もあります。ですから、いろいろな資料を見させていただいた中で、他市との比較の中で、流山市はかなり金額的に多いということでもありますので、もう少し生活実態と合わせて、手当の金額の見直しをして行くような方向で考えたら良いのではないのでしょうか。

(鈴木(五)委員)

諮問案の3を見ますと半額減額措置は53年当初からやっけてきているのですか。新たに提案されてものですか。

(事務局：増田障害者支援課長)

平成12年に介護保険が出来たときに合わせて、半額措置を実施したものです。介護保険の制度が出来て、現金とサービスの二重支給になるのではないかとことから半額減額支給にさせていただこうという考え方によるものです。

(鈴木(五)委員)

平成12年から10数年やってきていけば、その半額の措置は継続しても良いのではないかと思います。この諮問書には全額廃止を含めてと書いてあるのですが、半額減額を10数年やってきていけば、このまま行く方が良いのではないかと思います。

私は、1番の現金給付からサービス給付についてで、成人後見人制度について毎回言ってきたが、成年後見人について確認もされないし、積み上がりもしないので、この1, 2, 3の柱ごとに確認して、例えば今の3については、半額給付にするのか、全廃にするのか、柱ごとに議論を積み上げてもらいたいのですが。私は、1の現金給付からサービス給付への転換については、事務当局から示されている案が非常に抽象的だから、予算とか年度とかもっと具体的に示せるものは計画にしてもらわないと、サービス給付への転換について、何処が具体化できるのか、何処が具体化するのが難かしということもあるので、柱ごとに議論を確認してもらいたいと思います。今議論になっているのは、3の半額給付についてですか、2の支給対象については議論がしやすいと思うのですが。

(鎌田議長)

私としては、1の現金給付からサービス給付転換について、ご発言をいただいているところと理解しております。

(鈴木(五)委員)

それでしたら、過去何回も発言しているのだから、審議会の意見として取上げてくれるのか、そうでないのかそこらあたりを確認してもらいたいですね。サービス給付への方針は良いと思います。具体的になにもなくて、抽象的にだけ方針転換と言って削るものは削ってサービスの方は、目に見えないと私は納得がいかない。

(鎌田議長)

前回までは、諮問の全体について皆さんに自由に発言していただいている形になっていると思います。今は1番について御意見をいただいて進めていたところです。

事務局の方で、1・2・3番についてこれまでどのようなお話があったかお話いただけるのでしょうか、鈴木委員から今までの積み上げはどうなっているかとの御意見がございましたので。

(事務局：増田障害者支援課長)

まず、1番2番3番の話で、今まで資料出させていただいているところですが、特に諮問1につきましては、1月27日前回資料4というがあると思いますが、福祉手当の見直しにより将来必要となる福祉サービスの充実に向け、市が取り組む具体的施策を実施した場合の経費の試算(案)1番から9番までこのようなものが必要になります。市も取組んで行きますという資料があったかと思います。まず諮問の1に対応

した資料として示させていただいております。こう言ったところの御意見をいただければと思います。

(鎌田議長)

その他に1番についての御意見としては、もっとサービスの充実を進めるべきではないかとの御意見やサービスが行われているかどうか障害者の皆さんが知る機会がないので、広報活動に取り組んではどうかとの御意見が出ていたと思います。

今日は2番の支給対象者についての御意見も委員の皆さんからいただきましたので、2番に入らせていただいても、よいかと思いますが。

(鈴木(五)委員)

良いと思います。

(鎌田議長)

それでは、今日出た御意見をまとめますと、昭和53年と比べるとサービスは充実してきている。障害者の生活水準をしっかり把握していただいて、全廃ではなく実態把握した上で見直していただきたいと言うことでまとめさせていただきます。

先程からご意見が出ておりましたが、2番の支給対象者範囲についてご意見をいただきたいと思います。2番につきましては、適正な支給と言うことで具体的に今の所得基準についてのお話も出ていましたので、さらにその辺について御意見がありましたら御意見を伺いたいと思います。

(事務局：増田障害者支援課長)

諮問の2につきましては、資料としましては、1月27日の資料3の近隣市の状況と今日の資料になります。

(委員)

私が委員になったのは、流山市に住んで良かったなと言う街づくりのお手伝いのできれば良いなと思って参加させていただいております。その中で障害者団体から聞き取りをされた中で、自閉症協会から結構長い回答が来ていますがこれを見ますと現実にこれに困っていますよ、このように考えていますよと言うのが、とっても良く書いてありますが、さっきの後見人の件もありますが、市の方はどのような取り入れ方をするのか、施策としてどのようにお考えなのか具体的に聞きたいと思います。この自閉症協会の皆さんの考え方について

(事務局：増田障害者支援課長)

自閉症協会からの要望につきましては、グループホームの設置につきましては、資料でもお示ししておりますが、重点的に取り組むべき一つと考えております。グループ

ホームでも重度の方がグループホームを作ってもらいたいとの要望がありますので、重度の障害を持った方が入居できるグループホームあるいは、入居できる施設が必要であると考えておりますので、将来的には取組んでいかなければならないと考えております。

(委員)

この中で一番頭に福祉手当の継続をお願いしますと書いてあります。その後に福祉サービスが増えていますが、その人にあった使える福祉サービスが少なくという話が出ています。数字目標もなく具体性に欠けると思います。その後に福祉サービスに還元とは妥当と思いますが安直です。最終的には親として親なき後も安心して生活していける環境になることを望んでいます。となっています。成人後見は柏市でもやっていますが、係る費用から民間ではなく行政の主管でやっていただきたいと書いてありますのでその辺で具体的お考えがあればお聞きしたい。

(事務局：増田障害者支援課長)

今、具体的に申し上げられる所と、まだ申し上げられない部分がございますが、具体的部分として前回資料の4を見ていただければここで数値目標掲げさせていただいております。数値目標を掲げられないものもありますが、掲げられるものはこちらに掲げております。成人後見もこの審議会でも多数御意見をいただいておりますこれから御意見を参考にさせていただきどういった方向が望ましいかを検討してまいりたいと考えています。

(鈴木(五)委員)

難しいことを言って申し訳ないのですが、議論が逆立ちしていて、流山市福祉手当支給の見直しについてまず削ることを図ってその口実として、サービスをして行くのだからとおまけのような気がするのですが、流山として5年とか10年障害者のサービスを、このように充実したいので、これだけお金がかかるそのために財源としてやむを得ないことですが、福祉手当の支給を制限させて欲しいという頭にくるサービス充実内容がどうゆうものなのか具体的提案がなく、サービスの充実というのは、前回介護保険の例を出して言ったけれど、保険料だけにとられて待機者がいっぱいあってサービスが間に合っていないで、そこまで言うと大げさだけれども流山市として、障害者施策のこの点とこの点は具体的にこのように充実していきたい財源はこの位いる手当を削減せざるを得ません議論が逆立ちしていると思うのですが。

(事務局：増田障害者支援課長)

前回の資料4をご覧いただきたいのですが、ここには数字でお示しできるものは、お示ししております。1番のグループホーム・ケアホームの整備では25年度以降の経費がいくらかかるのか、増加額がいくらか、その中で医師の負担は例えばグループ

ホームですと月額28万円掛りますと示させていただいております。児童発達支援の充実では24年から26年度3,387千円費用が係ります。と具体的に示せるものは、示させていただいております。

(鈴木(れ)委員)

サービスへの転換と謳っていますが、私の子供も30歳を過ぎていますので、20年30年前と比べますと充実してきていますが、ところがそこに希望が殺到するので、受けたくても受けられない状況があるんですよね、施設が足りないのです、希望通りに申し込めないと言う現実もありますし、20年30年前に比べれば充実してきたと言う気配は感じていますが、親なき後とかを考えた場合に安心して目が瞑れる様な社会になって欲しいなどの希望もありますので、やはりサービスと謳っているのであれば、それを具体的にどうするのかとの話し合いをしていますが、結局は市ではなく法人が計画を立ててやりますよ、言わない限り進んでいかないと思うのですが、まだ小規模入所についてもまだ法律が決まっていないので、やりたいのだけど具体的に絵が描けないのです。でもそういう施設も出来てくれないと、重度・最重度のその人が生きて行く年金いただいている分で安心して余生を送れるような社会になって欲しいと切に希望しております。

(田村委員)

支給対象者の範囲ですが、ここに載っているのは障害の程度をどうするか、あと所得をどうするか2点ですが、障害の程度については、軽度のひとは良いだろう、中度の人は必要だろうとか私の立場では、言いづらいのですが、実態を分かっている訳ではないし程度を変えるのはどうかなあと思っていますので、今対象となっている方はそのまま対象とした方がいいのではないのでしょうか。所得については、最初に申し上げたように、私としては生活保護の基準に合わせてその所得に達していない人には対象とする形がいいのではないかと考えています。

(上平委員)

2番について、変える方向では皆さんと合意形成が出来ています。具体的にやっを行かないと先には進めない訳で、課税額と支給範囲と支給年齢近隣市町村と比べると対象年齢は流山市が、全年齢ですが近隣市はある程度年齢制限していますこのように詰めて行けばある程度形が出来ていくのではないかと。

(鎌田議長)

そのような細かい数字まで答申が求められている訳ではないのです。

(中委員)

今までの意見で2番の支給対象の範囲については、やはり程度については私たち

どの程度が必要としているか、把握していない部分が多いと思いますし所得についても把握していない部分が多いと思いますので、審議会としては対象者の見直しが必要であると言う方向性の答申でいいのではないかと考えています。

(寺田委員)

基本的で申し訳ありませんが、先程生活保護との話がありましたが、生活保護は世帯になりますが、手当は個人だと思いますので、生活保護と比べるとおかしと思うのですが、ただ今の基準ですとそこそこの収入だと思いますので、この辺は低く抑えてそれをサービスの充実にあてていただいたとの答申でいいと思います。

(栗飯原委員)

習志野市はどうして厳しいのですか、流山市も全年齢ではなくて、他市のように年齢を分けたら支給額が減るのですか増えるのですか

(事務局：増田障害者支援課長)

習志野市ですけど、これは寝たきり身体障害者と知的障害者の重度に関しまして県の補助金が出ます。それだけしか支給していないのでこの金額それ以外の市はそれプラス単独で行っているのです。他市のように年齢を分けたら下がると思います。

(上平委員)

今2番につきましては、障害の種別によって見直す点については、実態が分かりませんのでこれについては、どなたかおっしゃっていたように見直すと言う指摘が良いと思います。所得につきましては、収入と支払う額を考えますとある程度制限した方が良いでしょう。それを何処で線を引くか、たとえば非課税者に限る、のも一つの方法かもしれません、76.4%数字ですからそれはそれでどこで決めても正解はないはずでどこから必ず不満が出てくるのです。流山市の財政についても考えなければならぬ限りある財政の中から、支出するお金ですので、沢山あれば全員に差上げれば良いのですが、どこかで線を引かなければならないのですが、今の流山市の支給はもう少し制約があっても良いかなと思います。そこで、線を引くのは非課税にするのか、生活保護を考えるのかあるいは22万を取るか、どれが良いと言われると難しいですけど、制約がある方向が望ましいと思います。

(中村委員)

障害の程度ですが、身体・精神等それぞれ障害も違いますし、それから身体障害者手帳についてはその部位によって違うと思います。就労できる人出来ない人、例えば視覚障害や聴覚障害でも就労出来ている人沢山いらっしゃると思うし、ペースメーカーを付けていても就労できる人もあるので、1級だから必ずしも働けないと言うことで、なかつたりするのでなかなか障害の程度で分けるのは難しいと思います。諮問に

は障害の特徴とか、身体障害者についてはその部位による違い等も十分勘案してという文章が良いかと思えます。3障害の等級についてですが、1級が身体と精神が同等かというところも言えないこともあると思うのですが、市がこれから導入したいサービス1から9まで出していただいています、この9個を全てやろうとするとかなり絞り込まないと思うし、何処を優先して必ずこれはやらなければならないものがある、それでどうしても3級の方についてはとか、所得制限をもうちょっと厳しくしなければ、優先順位の1位・2位も出来ないとのことがあるのであれば、支給者の基準も違って来るのかなと思うのですが、人に聞いてみたところ身体障害者の3級ですと比較的軽めの人でも手帳を欲しいと言うと割と支給されたりすると聞いたのでそれなので、3級の方は外しても良いのかなと思うのですが、今まで支給していた方をカットするのは、難しいと思うので、それを新しい人からにするのか、等級障害では何とも言えないところだと思います。

(事務局：増田障害者支援課長)

今後のサービスについてですが、資料の中で1から9で示させていただいておりますが、この中で早急にやらなければいけないこと、あるいは既に決まっていることがございます。また、将来的にはやらなければならないものもございますが、時期的なところまで検討されてないもの等もあります。いずれにしろ今後取組んで行かなければならないと思って示してあります。これ以外にもやらなければならないことが出てくると思っています。ここに示してあるものは、時期は示せませんが必ず実施をして行かなければならないものをピックアップしてお示してあります。

(粟飯原委員)

福祉に限らないと思いますが、国とか県の施策の中で予算化されてやってる部分は大きいと思うのです。それで足りない部分を補っているのが、市町村だと思っているのですが、その時の首長さんの考え方で何処に予算を付けるかが変わってくるのだと思いますが、この井崎市長は他にでかいところにお金を付けたいのでこう言う細かいところを削って行きたいのかと思っています。

(事務局：染谷健康福祉部長)

今回の議会の中で、市長が福祉手当の見直しをして、見直した財源で今後ますます重要性をおびてくる障害者福祉にその財源を回していきたいと明言したと思っております。いわゆる箱もの行政と言われておりますが、箱もののために、大規模開発のためにそのような財源を持って行こうというのではなくて、見直した財源で今後ますます重要性を増す障害者福祉にその財源を充当して行くということを首長が議会に申し上げておりますので、委員のご心配はいらないと思います。

(小泉委員)

将来のためにただ単にお渡しするのは、考慮してもらいたいのです。今介護保険を利用して認知症の方や施設に入る方が沢山いらっしゃいますよね、これが何年かすると施設に入れられないそうですね、今日は大津委員欠席ですが認知症と暮らす街づくりということで、ボランティア活動をされているんです。将来収容するところがなくなるのです、やはり地域で守って行かなければいけないと活動されていると思います。

この障害者の方たちは先程鈴木委員がおっしゃったように親御さんが亡くなったときそこで、一生見ていただかないと大変だと思うのです。そうゆうことを抱えて生活して行くのは大変だと思うのでその限られた財源の中で何を優先してやっ行って行かなければならないかといいたったときにサービスの施策の9番に有りますが、施設の整備がありますが、そちらに向けて行く必要があるのであれば少しずつみんなで我慢して何が必要なのかを見極めていただいて限られた財源を有効に使っていただきたいと思います。

(鎌田議長)

他に御意見ありますか。それでは、2番についてはいろいろ御意見をいただいたと思います。私たちは障害者の方々の実態が良く分からないので答申としては、見直しの必要はあるとの方向性でまとめたれ良いのではないかと御意見がありました。

所得の基準については、だいぶ所得の高い方にも出ているようなのでその辺を少し厳しくしてもよいのではないかと御意見がありました。障害者の方が求めているサービスがない、有っても量的に少なくて使えないという御意見がありました。それと議論が逆ささまでサービスの充実内容がきちんと示されていないのではないかと御意見がありました。これらを踏まえて2番については答申をまとめて行きたいと思います。

それでは、3番の介護サービス障害福祉サービスを利用したときに福祉手当が半額減額されてしまいます措置が有りますがこれについても審議会の意見を求められていますが、この件につきましては、いかがでしょうか。

(事務局：増田障害者支援課長)

資料としましては今日お配りした資料になります。手当が2分の1になっている方の人数等、鈴木委員から今までどおり2分の1で良いとの御意見をいただいておりますが、このままで行くのか全廃するのか、全額支給するのか、その1点ともう一つ2分1がサービスを一度でも利用すると2分の1がそのまま継続する今の制度ですが、一度使ってそれ以後使わなくなった場合は全額に戻しても良いのではないかと御意見もありますので、その2点について御意見をいただければと思います。

(上平委員)

私は、なぜ半額にしたのか分からないサービスと福祉手当を両建てで考えればサービスを利用すれば全額支給停止にしてサービスを利用しなくなれば復活しても良い

のではないかと。半額とは良く分からないなぜそのようにしたのかサービスを利用しないのであれば手当を支給した方が使い勝手がいいのかなと思います。

(鎌田議長)

事務局から半額になった経緯を説明してください。

(事務局：増田障害者支援課長)

介護保険法が平成12年にできたときに、サービスも現金もということで、二重支給になるのではないかと、そこで、サービスを使った方は手当を2分の1にさせていただいているとのことでした。

(鎌田議長)

なぜ半額にしたのかのお尋ねかと思いますが。

(事務局：増田障害者支援課長)

全額廃止ではなかなか理解が得られなかったということがあったのかも知れませんが考え方としては、二重支給になるので、半額支給にさせていただいたものです。

(上平委員)

それでは、サービスと福祉手当の関連性がおかしくなってしまいますね、サービスが無いから手当、サービスが有るから手当が無いその方がすっきりしていると思うのですが、そこをはっきりさせてサービスを利用したら手当は有りません。但しサービスを利用しなくなったら手当の復活も有りうるとした方がすっきりしていると思います。

(事務局：増田障害者支援課長)

一つ言えることは、サービスは使うのは主に介護になりますので、継続して使うのが一般的です。中には、段差の解消等1度で済むサービスもありますので、1回使ってしまうと半額になることについて、これはおかしいのではないかとのお問い合わせをいただいているところです。殆どのサービスが継続して使うと思います。

(鈴木(五)委員)

手当て、8千円とか1万円とか介護サービスの利用者が多くて介護手当のコストが高いこの福祉手当と比較出来ない位コストが高いので、もし福祉サービスを利用するとなったら、手当は出さないでいいかと思います。面倒な2分の1支給なんかしてなくても、介護サービスを利用したら1割負担で、残りの9割は保険料と税金で賄われてそのコストは非常に高いですから、手当の支給はいらぬと思います。

(鈴木 (れ) 委員)

私も初め半額にされてときは驚きましたが、よくよく考えると通所していると目に見えない所でいただいている部分が多いのです、直接入って来る訳ではではないんですが、その施設に対する補助として市から払っているのですよね、私個人的にはそういうサービスを受けているのだからいらんんじゃないかと思うのですが、でもそれを当てにしている方もいらっしゃる訳ですよね、私たちの意見として金額を福祉の方で役立っていただければと申し上げたので、本当に生活に困っていらっしゃる方は取って欲しくないと言っていますが、そのようなサービスを受けている方は目に見えないところでいただいているので私は必要ないのではないかと思います。

(鎌田議長)

サービスを利用したら手当は廃止で良いのではないかと御意見が続いておりますが、事務局側の説明では、住宅改修のように一回利用したら終わってしまうサービスも利用したら手当を停止でよろしいですか。

(鈴木 (れ) 委員)

その辺は、もう少し審議しなければいけないと思います。

(中委員)

質問なんですけど、障害者のサービス給付が良く分かってないのですが、例えば高齢者ですとこの方はデイサービスとホームヘルパーを利用して日常生活を営めると継続的サービスを受けることがあるのですが、障害の方がデイサービスは利用しているが、ヘルパーを利用するチャンスが無くて、利用できないことあり得るのですか、有り得るのなら全面廃止となってしまうと自宅での支援が無くなってしまうので、手当は必要ではないかと思うのですが、生活状況が分かってないので実態はどうなのかと思うのですが、鈴木委員さんから実態として全面廃止でも良いとのことであれば、それでも良いのかなと思いますが、生活の実態はどうなのかお伺いしたい。

(鈴木 (れ) 委員)

健康体であって通えると言うことであれば、それほど手助けは必要ないのですただ身体とか、視覚障害の方にとってはそう言う手助けが必要なのです。うちの場合は健康体で手助けは必要なかったということで、全体を考えるとと言えないというのが本音です。

(鎌田議長)

事務局に中委員から質問がありました、障害者の方に全体的にサービスが提供できているのか、量的な問題や質的な問題について回答をお願いします。

(事務局：小西障害者支援課長補佐)

中委員の御質問のサービス利用に関しましては、障害者の皆さんには制限とかなく利用していただくため申請をしていただいて、本人の状況、必要なサービスを面接の中で、しっかりと出せるような仕組みになっています。非課税であれば利用料は無料ですので、利用しやすくなっております。

(米澤委員)

今の回答で、質問させていただきますが、障害者はデイサービスに何回いっても良いのですか、あとリハビリとか行ってらっしゃる方もいらっしゃいますがそれも無料ですか。

(鎌田議長)

事務局その仕組みについて御説明ください。

(事務局：小西障害者支援課長補佐)

サービスの支給量については、面接をする中でこれだけの量は必要だろうということは、ケースワーカーの方で把握しながらお出しするという事で、障害福祉サービスは何を一番の目的としているかという、介護保険の場合いろんなことができなくて、ヘルパーに入ってもらっているのですが、障害福祉サービスはあくまで、介護もあります、本人の自立を手助けして行く、ヘルパーさんに入ってもらって一緒にすることあとは、就労施設に通って訓練をすることで、より社会性を身につけて自立につなげて行くそのためにヘルパーさんも一緒に動いてもらうんだという部分で手助けもありますが、社会進出に向けて協力していく形になります。あとリハビリについてですが、医療的な部分と福祉的部分があって医療の方については、制限がありますそれ以外の部分では、福祉の方でもあるのですが、基本的には制限なしで使えるようになっています。

(粟飯原委員)

去年の12月12日審議会でやったときの資料の中の4番目に流山市福祉手当についての中で、現金給付からサービス給付への転換とはっきり謳っていますよね、ここにはですからこうゆう風にしたいというのが今回の考え何だろうと思うのですが、これによって実際サービスを受けている方々が、こうなったとき満足をしていただけるのかな、今よりこうなったことで喜んでいただけるのかな、というのが私は一番のポイントだと思うのですが、仮に市の都合で変えて行くのではなく障害者の目線に立ってそちらを作っていたいただきたいというのが希望です。

(鎌田議長)

具体的に半額ではなく全額廃止とか今のまま継続とか具体的なことに御意見は、ございませんか。

(鈴木(五)委員)

私は、全額停止で良いと思います。私が柏で10年以上手伝っている知的障害者の作業所で、毎年一人の子に100万円程の補助金が入ってます売上から原材料費を引いた差額を子どもたちに工賃として払っていますから、千円とか1万円問題じゃないですね、サービスを受けるのであれば、特養だったら月4~50万でしょ月年にしたら5~6百万かかるその実態を知ってもらったらこの位の手当の問題ではないですよ。

(鎌田議長)

3番について今までに出ました御意見をまとめますと、障害者の方にとって良い見直しにしてもらいたいとの御意見、あとは介護サービスを利用した場合補助金等がかなりの額支給されているので、サービスを使ったら全額廃止でよろしいのではないかと、との御意見がありました。一方サービスを必要としている方も有りますし、障害の種類もありますし、障害者の実態を把握できないところもありますので、慎重に考えてもらいたいとの御意見もあったかと思えます。これらの御意見をまとめまして、これまでの3点について、本日御審議いただいた御意見をまとめたいと思えます。

ただ今いただきました皆様の御意見を反映した答申案を私と小島会長とで作成していきたいと思えますがいかかでしょうか。

一同異議なし

(上平委員)

サービスを止めたら手当を復活する案も

(鎌田議長)

サービスを止めたら、手当を復活するとの御意見もありました。失礼しました。これまでいただいた御意見をまとめまして、答申案を私と小島会長で作成させていただきます。そして委員の皆様はその案をお送りいたしますので、あらためて御意見をいただきましたと思えます。そして皆様の御意見を合わせまして再度答申案をお示しして次回の審議会行いたいと思えます。それでは、あらためまして申し上げますが、流山市福祉手当見直し案につきましては、本日いただきました皆様の御意見を反映した答申案を後日私と小島会長で作成し委員の皆様へ報告いたしますので御意見がございましたら、期日までに郵便、ファックス、メールの方法で事務局まで御連絡をお願いします。次審議会は調整した答申案を皆様にお示し御意見をいただきながら、答申書を作成したと思えます。その他事務局から何かありますか。

(事務局：健康福祉政策室豊島室長)

次回の審議会の開催になるのですが、3月27日木曜日ですが、305会議室で同じく1時半から開催予定しておりますので、宜しくお願いします。

(事務局：染谷健康福祉部長)

本日はお忙しい中いろいろありがとうございました。これほど活発な御意見をいただける審議会はないと思います。ありがとうございました。そして今後の話ですが、皆様から答申をいただきまして、それを基に条例の改正に移りますが、同時に平成26年度は2つの大きな計画、もしかすると3つになるかも知れませんが、それをまた諮問しようと考えています。1つは何かと申しましてこの障害者の計画ですもう一つは高齢者の計画その大部分を介護事業計画が含まれています。その二つさらには、これはまだ試案ですが健康に関する計画も今現在考えています。最大限3つについて4月以降諮問させていただいて、御審議いただくことになると思います。その中でまたこの障害者計画の諮問の中で今日御審議いただいたようなことが出てくるかと思いますが、そのときはまたよろしく願います。そしていま現在の考えではこの福祉手当の見直しに関する条例の提案については、平成26年度中を考えておりますが出来れば新しい体系では平成27年度の4月から実施したいと考えておりますが、そのためには十分関係各位には御説明する時間を取らなければならないと考えておりますが、そのような時間を取れるよう議会に上程していきたいと考えております。同時にそれを裏付けるような高齢者や障害者計画がなければならないと思いますので、平成26年度も皆様に御負担をおかけすると思っておりますが宜しくお願いします。ありがとうございました。

(鎌田議長)

本日の議事は、以上を持ちまして終了いたします。ご協力ありがとうございました。